

加東市自動販売機設置事業者募集要項

1 募集物件

物件一覧

物件番号	設置場所 (別紙資料1)	台数 (自販機のサイズ) (別紙資料2)	使用料の最低料率等	販売品目及び特記事項
1	1階 ロビー	1台	・毎月の自動販売機の 売上金額の20%	・密閉式清涼飲料水等 (酒類を除く) ・災害対応型自動販売機 とすること。
2	1階 ロビー	1台	・毎月の自動販売機の 売上金額の20%	・密閉式清涼飲料水等 (酒類を除く) ・紙パック商品を一品以 上採用すること。 ・災害対応型自動販売機 とすること。
3	2階食堂 前廊下	1台	・毎月の自動販売機の 売上金額の8% ・販売予定物品の平均 値引き額20円	・密閉式清涼飲料水等 (酒類を除く) ・紙パック商品を一品以 上採用すること。 ・災害対応型自動販売機 とすること。
4	2階食堂 前廊下	1台	・毎月の自動販売機の 売上金額の8% ・販売予定物品の平均 値引き額10円	・紙コップ清涼飲料水等 (酒類を除く)

- ※ 各自動販売機設置スペースは、別紙資料で確認すること。なお、設置スペースは、放熱スペースを含むが、容器回収箱設置スペースは含まないものとする。
- ※ 密閉式は、缶、BIN、ペットボトル及び紙パックで密閉された容器とすること。
- ※ 災害対応型自動販売機は、災害時に自動販売機の飲料を取り出すことができる機器とすること。なお、災害時に市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償提供できるものとする。
- ※ 自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充、メンテナンスのための扉開閉や

通行等に支障がある場合も考えられるため、事前に設置場所の確認を行うこと。

※ 物件番号2、3の自動販売機は、紙パック、ペットボトル、缶又はビンの3種類を販売するものとする。

2 応募の単位

応募単位については物件ごとの応募とする。

3 応募資格要件

応募時点において、次の要件を全て満たす場合に限り応募できるものとする。ただし、要件(1)及び(2)についてはいずれかに該当すること。

- (1) 加東市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人又は加東市内で事業を営んでいる個人であること。
- (2) 加東市の公共施設において、2年以上の自動販売機の管理・運営実績を有していること。
- (3) 加東市の指名停止基準に基づく指名停止を受けておらず、同基準に基づく指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (4) 直近の1年間において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年加東市条例第22号）第2条（第4号を除く。）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

○加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号に規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあって

は、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

(4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

4 設置条件

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用するものとする。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和8年3月1日（日）から令和13年2月28日（金）までとする。ただし、市が認めた場合は、許可を更新できるものとする。

③ 使用料（月額）

物件ごとに市が定めた使用料の最低料率以上で、提案のあった料率に毎月の自動販売機の売上金額の総額を乗じて得た額（1円未満切捨て）を月額の使用料とする。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置・撤去（原状回復に要する費用を含む）等に係る費用及び維持管理費用は、全て設置事業者が負担するものとする。ただし、電気料金及び上下水道料金は、市が負担するものとする。

⑤ 自動販売機の仕様等

ア 消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

イ ユニバーサルデザインを有する仕様であること。

ウ 庁舎に沿ったデザインであること。

⑥ 安全対策

ア 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機据付基準」（JIS規格）、「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

また、商品販売に営業許可が必要な場合はその許可を受け、届出が必要な場合は届出を行うこと。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。

また、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

⑦ 使用済み容器の処理

ア 回収ボックスの設置

設置者は、原則として自動販売機1台に1個ないし2個の回収ボックスを自動販売機脇に設置すること。

なお、設置数及び設置場所については市と協議の上決定するものとする。

イ 回収ボックス

- ・素材は、プラスチック製又は金属製とすること。
- ・容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み商品容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。
- ・収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図るものとすること。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）等、関係法令に基づいて設置事業者が適正に処理すること。

⑧ 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

イ 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

ウ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

エ 商品の補充管理は適切に行うこと。

⑨ 販売価格

販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。

(2) 設置工事等

- ① 自動販売機の設置工事については、令和8年2月28日（土）午後5時15分以降からとし、市と協議の上実施することとする。なお、設置期日に作業が困難である場合は事前に、市に連絡し協議を行うこととする。
- ② 電気配線及び給排水管については整備済みであり、また電気及び上水道の計量メーターの設置は不要とする。

※事前に設置場所の確認を行うこと。

- ③ 販売機の設置・撤去作業に伴う作業調整は事業者同士で行うこととする。

(3) その他の事項

- ① 使用許可の条件を順守すること。
- ② 販売実績報告を毎月市に提出すること。（様式は任意）
- ③ 販売実績報告に基づき、使用料を毎月納付すること。
- ④ 災害対応型自動販売機の設置後、市職員に災害時の使用方法を説明すること。

5 販売価格の改定

物価や人件費の高騰により、やむを得ず価格を改定する必要が生じた場合は根拠資料を提示し、市と協議の上、改定するものとする。

6 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月9日（金）までとし、各日とも午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始期間を除く。

(2) 申込受付場所

本要項「10 申込書類等提出及び連絡先」に同じ。

(3) 申込方法

直接持参のみとする。郵送等での受け付けは行わないものとする。

(4) 申込みに必要な書類

申込時には次の書類を応募物件ごとに作成し、提出することとする。

- ① 加東市自動販売機設置事業者応募申込書（様式第1号）
- ② 加東市の公共施設での管理・運営実績（様式第2号）
- ③ 使用料の料率及び販売料金値引き額提案書（様式第3号）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 国税及び地方税に係る直近1年分の納税証明書又は未納がないことが確認できるもの（直近3ヶ月以内に取得したものに限る。但し、写し可）
- ⑥ 設置予定の自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）

⑦ 事業概要

〈法 人〉会社概要のパンフレット

〈個 人〉創業日、事業内容等（任意様式）がわかるもの

⑧ 商品ごとで値引き額が違う場合はそれぞれの値引き額がわかるもの
(物件番号3、4のみ)

(5) 留意事項

申請者が次に掲げる要項のいずれかに該当した場合、その者を審査の対象から除外することができる。

- ① 同一物件において複数の申込書を提出したとき。
- ② 申込書類に虚偽または不正があったとき。
- ③ 申込書類提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ④ その他不正な行為があったと市が認めたとき。

(6) 申込書の取扱い

① 返却

提出された書類は返却しないものとする。

② 申込みの辞退

申込後、辞退する場合、辞退届（様式は任意）を提出するものとする。

(7) 申込みに当たっての費用負担

申込みに当たって必要となる費用は、すべて申請者の負担とする。

(8) 募集内容に関する質問について

募集要項の内容等に関する質問を、次に掲げる項目のもと受け付けするものとする。

① 質問の受付期間

令和7年12月15日（月）から令和7年12月22日（月）までとし、各日とも午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

② 質問の受付方法

募集要項の内容等に関する質問は質問書（任意の様式）に記入の上、メールによる提出とすること。なお、未着などを防ぐため提出後、必ず電話により到着の確認を行うものとする。到着確認がない質問は無効とする。

③ 提出先

本要項「10 申込書類等提出及び連絡先」に同じ。

④ 回答方法

応募の公平を期するため、申請者すべてに対し一斉に回答を行うものとする。

募集要項の内容等に関する質問及びその回答は、その後の申込みの内容や審査事項に反映されることから、基本的には電話等での返答は行わないものとする。

ただし、市は手続きに関する内容について返答可能な質問については、電話で回答する。

⑤ 回答方法

令和7年12月26日（金）に、ホームページにおいて公表する。

(9) 説明会

募集要項の説明会は行わないものとし、設置場所の事前確認については、事前に日時を連絡し、市の許可を受けた上で行うものとする。

① 事前確認期間

令和7年12月15日（月）から令和7年12月26日（金）までとし、各日とも午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

② 連絡先

本要項「10 申込書類等提出及び連絡先」に同じ。

7 審査及び選定に関する事項

市は、申請者から提出された申込み内容等について、管財課による資格審査を経て、市が設定する使用料の最低料率以上の率で、最も高い料率で申込みを行った者を設置予定事業者とする。なお、最高となる料率を提案した者が2者以上あるときは、当該申請者立ち会いのもと、くじによる選定を行うものとし、当該申請者に電話により、その旨を通知する。

また、物件番号3、4において最高となる料率を提案した者が2者以上あるときは値引き額の平均額が最も高い者を設置予定事業者とし、この額も同額となった場合は当該申請者立ち会いのもと、くじによる選定を行うものとする。

8 決定までのスケジュール

(1) 募集期間

- ① 募集の開始 令和7年12月15日（月）
- ② 質問期間 令和7年12月15日（月）～令和7年12月22日（月）
- ③ 設置場所の事前確認 令和7年12月15日（月）～令和7年12月26日（金）
- ④ 質問の回答期日 令和7年12月26日（金）
- ⑤ 申込受付期日 令和8年1月9日（金）

(2) 設置予定事業者の決定 令和8年1月16日（金）

(3) 許可書発行 令和8年1月下旬を予定

9 使用許可に関する事項

設置予定事業者の決定後、当該事業者は市に対し「行政財産使用許可申請書」を提出し、その申請に基づき市は「行政財産の使用許可書」を発行するものとする。

10 設置予定事業者の取り消し等

設置予定事業者が正当な理由なくして行政財産使用許可申請書を提出しない場合又は使用許可の日までに次に掲げる事項に該当するときは、その決定を取り消し、次点者を設置予定事業者として取扱う。

- ① 設置予定事業者が、「3 応募資格要件」に掲げる資格要件を欠くに至ったとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、設置事業者として相応しくないと認められるとき。
- ③ その他、本要項に定める条件等を満たさなくなったとき。

11 申込書類等提出及び連絡先

〒673-1493

加東市社50番地 加東市役所 総務財政部 管財課 財産管理係

担当：穴田浩生

電話：0795-43-0413（直通）

メールアドレス：kanzai@city.kato.lg.jp